

市町地域公益活動 推進協議会 活動事例集



社会福祉法人 山口県社会福祉協議会



山口県社会福祉法人経営者協議会
社会福祉法人

目次

はじめに	1
------------	---

① 地域における公益的な取組の必要性和 複数法人で取り組むことの必要性	2
--	---

② 市町公益協活動事例

下関市	3
宇部市	8
山口市	11
萩市	14
防府市	16
下松市	17
岩国市	20
光市	23
長門市	26
美祢市	29
周南市	31
田布施町	34

③ 社会福祉法人の地域における 公益的な取組推進セミナー【R5.2.24開催】 総括講義 「社会福祉法人の連携による地域公益活動のこれから」...	37
--	----



はじめに

発刊にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

平成28年の改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設されました。

これを踏まえ、社会福祉法人山口県社会福祉協議会と山口県社会福祉法人経営者協議会では、山口県における地域公益活動の進め方を検討し、市町の複数の法人が連携・協働して、各法人の身近な地域で、法人の種別や規模を超えて、「地域における公益的な取組」を進めてまいりました。

県内では、平成28年11月28日に初めて長門市で「地域公益活動推進協議会（以下、地域公益協）」が設立されたのを皮切りに、令和5年12月1日現在、県内12市町に地域公益協が設置されています。また、地域公益協の設立という方法によらずとも、市町内で種別を超えて社会福祉法人が集い、地域の課題を共有して「地域における公益的な取組」を進めている市町もあります。

地域公益協においてもコロナ禍で、思うように活動が出来ない状況もありましたが、中には、市町が策定する地域福祉計画に地域公益協の活動が盛り込まれるなど、地域生活課題に対応するための創意工夫をこらした多様な「地域における公益的な取組」が推進されています。

また、コロナ禍では、失業・休業問題の増加、高齢者、障害者、一人親世帯などの孤立や排除、生活困窮などの課題も浮き彫りになりましたが、そうした課題等に積極的に対応した活動を行っている市町もあります。

この度、公益協が設立されている市町の活動事例を事例集としてまとめることとなりました。市町で行われている地域公益協の活動を多くの方に知っていただく一助となれば幸いです。

今後も我々社会福祉法人は、地域共生社会の実現を目指し、「住みたい地域で 誰もが 安心して 心豊かに 暮らし続けるまちづくり」に向けて、地域ニーズを受け止め、地域と繋がる活動を進めてまいりたいと思います。

社会福祉法人山口県社会福祉協議会
会長 隅 喜 彦
山口県社会福祉法人経営者協議会
会長 内 田 芳 明

地域における公益的な取組の必要性和 複数法人で取り組むことの必要性

Question①:なぜ取り組む必要があるの?

平成 28 年度の社会福祉法改正により、全ての社会福祉法人の責務として「地域における公益的な取組」の実施が明記されました。(社会福祉法第 24 条)

これは、地域共生社会に向けて、制度や市場原理で満たされないニーズについても率先して対応するという、社会福祉法人の本来的な役割を明確するためのものです。

また、各社会福祉法人が地域の課題に取り組む姿勢を示していくことは、地域において、その法人の信頼性を向上させ、存在価値を高めることにもつながっていきます。加えて、地域に貢献できていることで、職員のモチベーションや資質の向上にもつながります。

Question②:どのような取組が、「地域における公益的な取組」とみなされるの?

「地域における公益的な取組」は以下の3つの要件を全て満たす必要があります。

① 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること

【ポイント】

- ・原則として、社会福祉を目的とした取組を指します。
- ・行事の開催や環境美化活動等の直接的に社会福祉に関連しない事業についても、取組の効果が法人内部に留まらず、地域にも及ぶ場合は該当します。
- ・月1回の開催など、恒常的に行われない取組も含みます。
- ・関係機関とのネットワークの構築に向けた取組等、福祉サービスの充実を図るための環境整備に資する取組も該当します。

② 日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対する福祉サービスであること

【ポイント】

- ・支援を必要とする者とは、原則として利用者以外を指します。
- ・将来的に支援を必要とする可能性の高い者に対する要望的支援、ボランティアの育成等の間接的支援も含みます。

③ 無料又は低額な料金で提供される福祉サービスであること

【ポイント】

- ・全額公費負担である場合は該当しません。ただし、法人の資産等を活用した付加的サービスであれば該当します。

詳細は、厚生労働省通知(平成 30 年 1 月 23 日付社援協発 0123 第 1 号)を参照

Question③:複数法人で取り組むことは必要なの?

今回の改正社会福祉法による、「地域における公益的な取組の責務」は、複数法人が連携し取り組むことまでの規定はありません。一つの法人で、地域のニーズに対し取組を進めることもできます。

しかし、複雑な課題や問題に対応していくためには、高齢者・障害者・児童の分野を問わず包括的に相談・支援をしていくことや、地域全体で支えることが必要となっています。

また、着手しづらいニーズに対して、社会福祉法人が連携して応えていくことが、社会福祉法人の存在価値を高め、地域からの信頼を得ていくことにつながります。

さらに、社会福祉法人の取組の「見える化」を進めるとともに、市町の福祉水準の向上、地域福祉の推進に貢献できます。

公 益 協 名	下関市社会福祉法人地域公益活動推進協議会
会 長 名	末谷 千秋
設 立 日	平成 29 年 7 月
事 務 局	下関市社会福祉協議会
会 員 法 人 数	52 法人
会 員 法 人	あーす、あゆみの会、安楽会、いずみ保育園、内日福祉会、海音子会ひがし子ども園、勝山園、菊水会、きずな、木の実保育園、貴船園、季朋会、清末保育園、共生の里、くすの園、さくらの丘、小波会、さわやか会、三明会、慈恵会、慈光保育園、じねんじょ、下関市社会福祉協議会、下関市社会福祉事業団、下関市民生事業助成会、下関みらい、しゃくなげ園、浄光会、松美会、新生園、聖母園、清和保育園、専立寺保育園、剛美会、田の首福祉会、東行福祉会、豊浦福祉会、中部少年学院、ピースオブマインド・はまゆう、稗田福祉会、響会、朋愛会、豊心福祉会、法輪会、前田町振興協会、水の木会、みそら保育園、八栄会、やまばと会員光園、ゆたか保育会、夢の会、緑樹会
会員法人種別 (※重複あり)	高齢 13 法人 障害 12 法人 保育 24 法人 児童 1 法人 事業団 1 法人 社協 1 法人
主 な 活 動 内 容	・協議会運営事業 ・意見交換会 (隔年)、地域福祉懇談会 (隔年) ・ふくし生活 SOS 事業 ・福祉人材育成事業 ・広報啓発 ・相談会開催事業 ・法人間連携強化事業

「下関市社会福祉法人地域公益活動推進協議会」の全体像

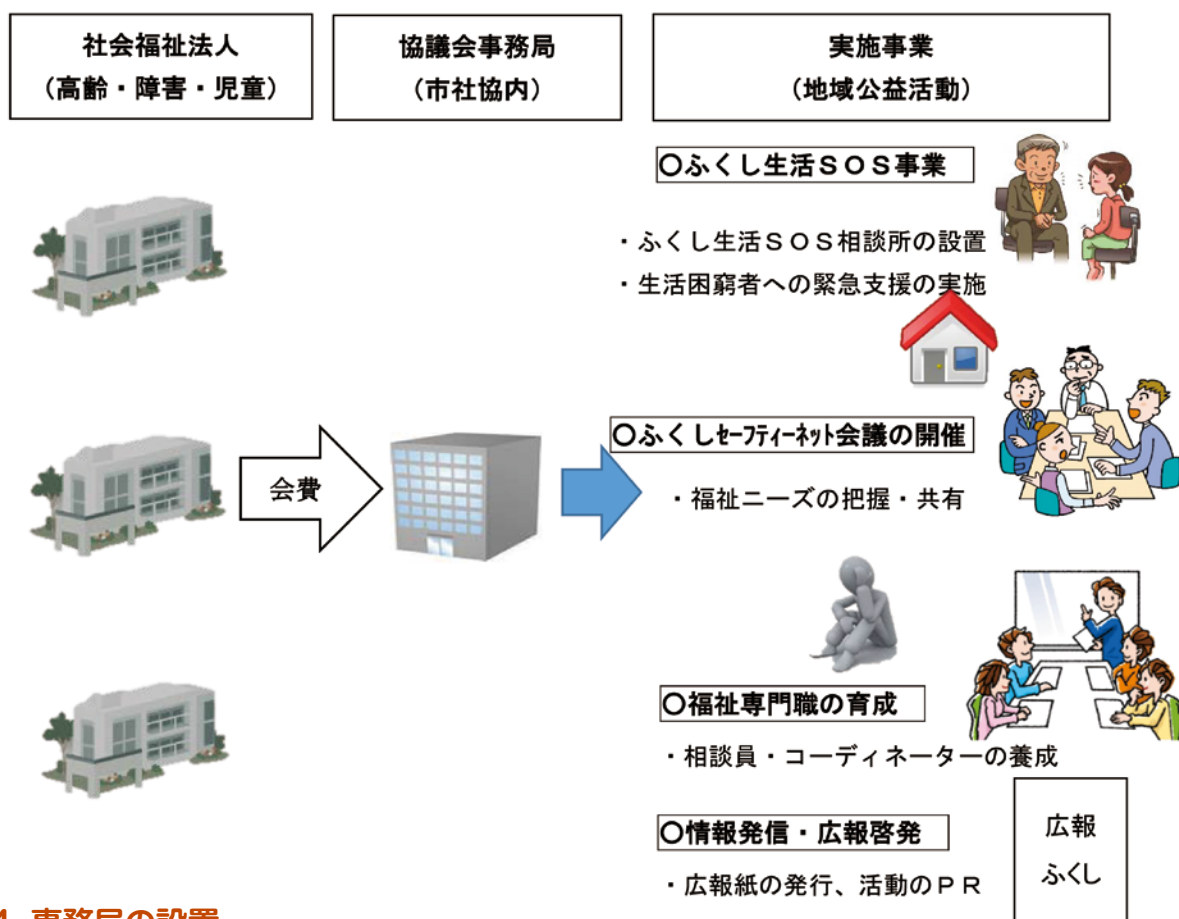
1. 目的

下関市において福祉施設・事業所を経営する社会福祉法人が相互に連携・協働して、制度の狭間や既存の仕組みでは解決が難しい福祉ニーズに対応するための「地域における公益的な取組(以下「地域公益活動」という。)」を推進することにより、下関市の地域福祉向上に寄与することを目的とします。

2. 実施事業

地域の福祉ニーズをキャッチするとともに、制度の狭間や新たな福祉ニーズを解決するための先駆的、開拓的な地域公益活動を実施します。

3. 仕組み



4. 事務局の設置

- ・協議会の事務局を市社協内に設置します。
(総会・役員会・運営委員会等の開催、広報紙の作成など)

5. 財 源

- ・協議会の運営及び事業実施に必要な財源は、各法人からの会費で確保します。

ふくし生活SOS事業

活動内容

本協議会は平成 29 年度の発足以来、中核的な事業として「ふくし生活 SOS 事業」に取り組んでいます。

現在、会員法人が経営する施設、事業所 82 カ所に「ふくし生活 SOS 相談所」を設置し、日常生活や社会生活上の支援を必要とする地域住民を支援するため、身近な相談窓口として多様化・複雑化する福祉ニーズを捉え、会員法人の協働・連携による相談支援を行なって、必要に応じて食料や生活用品の支援、公共料金や携帯電話料金の滞納等の相談支援を実施しています。

取り組むこととなったきっかけ

平成 28 年、社会福祉法人制度改革に伴う社会福祉法改正案が成立し、同年から社会福祉法人には、「地域における公益的な取組を実施する責務」が課せられました。

その一方で、地域社会では、生活困窮者、認知症高齢者の生活支援、障害者の地域生活支援、買い物・通院困難者、ひきこもり、子育て不安、多問題世帯、孤立、虐待、福祉的課題を背景にした近隣との摩擦（ごみ屋敷）など、既存の制度や仕組みでは十分に対応することのできない福祉課題が顕在化し、その解決を図る取組の必要性が高まっていました。

その為、制度の狭間で「どうにもならない」、「どこにも相談先がない」、「困っていることは明らかなのに、つなぐ制度がない」といった時に、地域に根差した社会福祉法人の活動に取り組む気運が高まり新たな社会資源として、平成 29 年 12 月から「ふくし生活 SOS 事業」がスタートしました。

実施してみた成果・課題

【成果】

- 令和4年11月末までの5年間に受けた相談
累計 91 件、うち緊急支援 36 件実施
(ライフライン支援、食料支援、医療支援、住宅支援、通信支援など)
- 福祉現場、特に社協や地域包括、ケアマネ、障害者相談支援事業所、MSWなど相談支援に関わる専門職にとっては、有効に活用することで支援の幅が大きく広がり、過去に制度の狭間で対応できなかったケースに必要な応じて緊急支援ができるようになりました。

【課題】

- 令和4年度会員法人を対象とした意見交換会において、『「ふくし生活SOS事業」における緊急支援』に焦点を絞ったアンケート調査を実施し、ふくし生活SOS相談所 82 箇所のうち 50 から回答があり、(回答率 60.9%)実際に相談を受けた事業所・担当者から、「支援の期間や回数、緊急支援の上限額、対象者などについて柔軟に対応できるようにしてほしい。」等の意見が寄せられました。

今後の公益協としての展望

令和4年度意見交換会のアンケート調査結果に基づき、より丁寧にきめの細かいニーズに応えられる使いやすい事業となるよう、平成29年度に発行した「ふくし生活 SOS 事業の手引き」に改訂を加え、令和5年7月、第2版を発行しました。

多様化・複雑化する福祉ニーズに応えるため、「ふくし生活 SOS 事業」における緊急支援の内容を見直し、「住宅確保に関する支援」等の新設・拡充を図り、相談しやすい環境づくりに取り組んでいきます。

また、会員法人によっては支援可能と回答されている宿泊を伴う一時保護や食事や入浴サービスの提供などについても活用できればと考えています。

新規事業の「法人間連携強化事業」においては、本市における包括的支援体制の整備に向け、会員法人間の連携をより一層強化するための調査・研究に取り組んでまいります。

加入法人職員の声



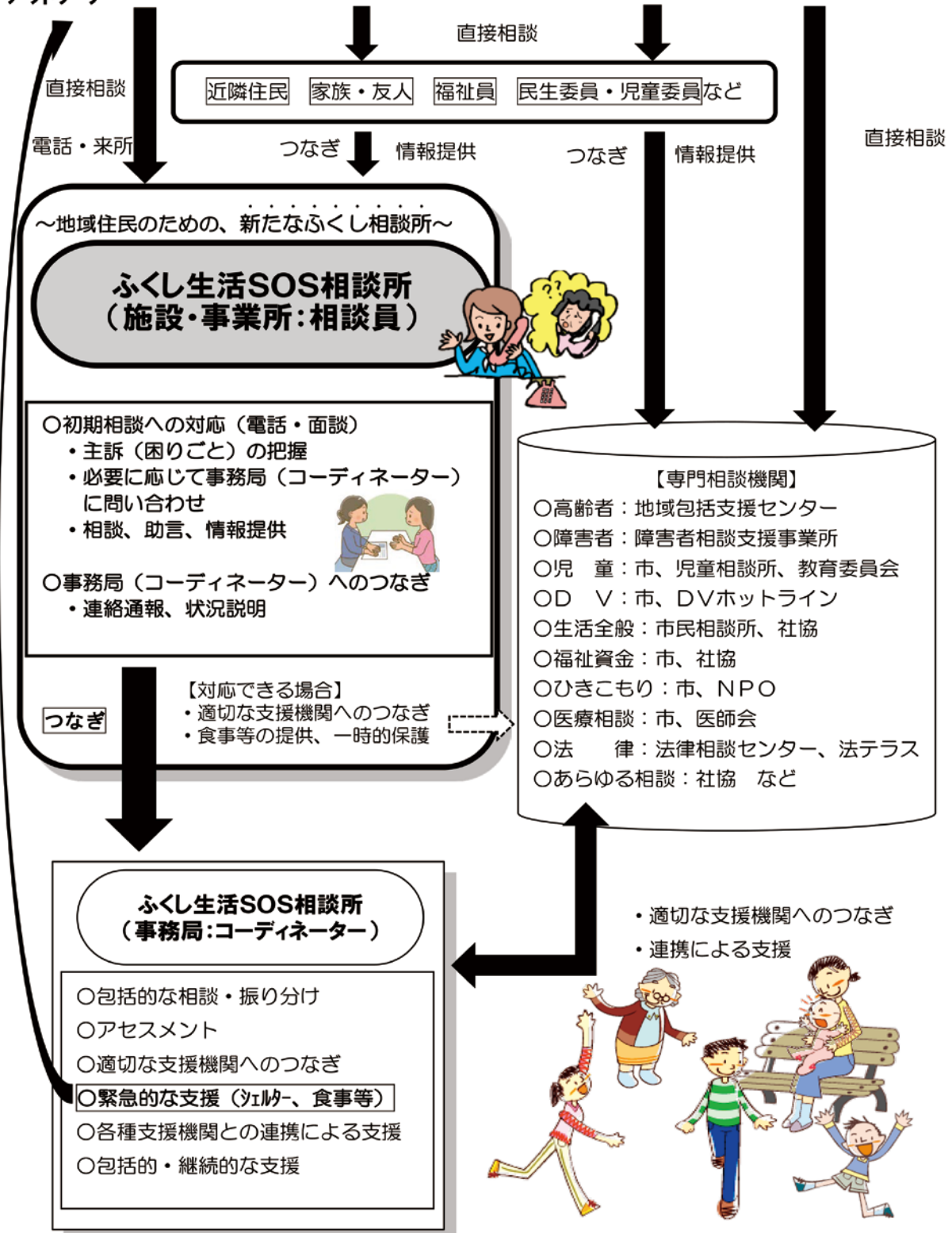
今期より下関地域公益活動推進協議会（以下、地公推）の運営委員を務めております。ピースオブマインド・はまゆうの平川龍と申します。

平成29年の社会福祉法改正により義務付けられました、地域における公益活動を行うにあたり、単一法人で何をすればいいのか？が各法人の悩みの種でした。地公推に加入することにより、その悩みが解消されたことを思い出します。現在は SOS 事業を中心に活動しておりますが、SOS 事業だけでは社会福祉法人の公益性の認知度を向上させるには不十分な気もしております。今後、会員法人の皆様と協力し、社会福祉法人の必要性、公益性を更にアピールすることができたらと考えています。

ふくし生活SOS事業の全体像

(生活困窮、孤立、ひきこもり、ゴミ屋敷、育児、介護、病気・・・)

アウトリーチ



公 益 協 名	宇部市社会福祉法人地域公益活動推進協議会
会 長 名	久保 章
設 立 日	平成 31 年 3 月 26 日
事 務 局	社会福祉法人宇部市社会福祉協議会
会 員 法 人 数	27 法人
会 員 法 人	愛世会、アスワン山荘、育修会、宇部市厚生事業会、宇部市社会福祉協議会、神原苑、向学会、三光会、紹隆会、新神原保育園、親生会、千花千彩、智心会、南風荘、博愛会、白光会、ひとつの会、藤山保育園、二葉保育園、扶老会、法泉寺保育園、みのり園、むべの里光栄、明照福祉会、山家連福祉事業会、優和会、るんびに保育園
会 員 法 人 種 別 (※重複あり)	高齢者分野 9 法人 障害者分野 8 法人 児童分野 14 法人 その他分野 1 法人
主 な 活 動 内 容	1 地域での福祉活動への参画・協力事業 2 サロンへの出前講座事業 3 災害時福祉避難所登録制度事業 4 親子で交流できる子育て居場所づくり事業（保育の日） 5 その他必要な事業

親子で交流できる子育て居場所づくり事業 (保育の日)

活動内容

それぞれの保育園において、園内の施設見学をはじめ、絵本の読み聞かせや手遊び、また園内の遊具で遊べる体験など色々な趣向を凝らした内容を実施し、親子で楽しく過ごす時間となる内容を提供しています。

【保育園ごとに工夫していること】

- ・当初は「お話しの部屋」として、園が大切にしている良質な絵本の読み聞かせを主にしていたが、3歳未満児さんの参加が殆どのため内容の幅を広げた。
- ・保育園での生活や遊び、学びを通じて、保育園を知ってもらい、近所の方々や興味のある人たちに啓発を促す。そして保育園での食事も提供して、離乳食や普通食を知ってもらう。



取り組むこととなったきっかけ

本会の設立目的に沿って、宇部市の地域福祉計画の中でどんなことが制度の狭間にあたるのか福祉課題を協議した中で、育児中の保護者に対して育児に関する相談できる場所が課題ではないかと考え、「育児に悩んでいる保護者に対し、助言等の相談対応を行い、育児中の保護者へ社会福祉法人の周知啓発を行う事業」としてこの事業に取り組むこととなりました。

実施してみた成果・課題

【成果】

- ・既に未就学児への園庭開放などの地域貢献事業を行っているため、参加者はいつも1～2組程度だが、参加人数に関係なく公益法人として様々な形で門戸を開いておくことは大切だと思う。
- ・コロナ禍前は人数制限してなかったのが、親子で10組くらい来られていたが、今は大体5組くらいに抑えている、保護者はコロナ禍により遊び場・集まる場所がなくなったので、とても喜んで来られていた。子育て支援はもちろんだが、保護者もわからないことやどうしたらいいのかなど疑問があるようで、たくさんの相談ができとても喜ばれた。
- ・いずれは保育所とは別に「子育て支援センター」のように無償で子育て支援にとりくんでいけるような部署が必要だと感じているので、将来に向けて周辺の土地購入を検討している。

【課題】

- ・問い合わせは何件もあったが、来園者はわずかな状況。
- ・多くの人の希望にできるだけ叶えられるようにできないかということ。
- ・できれば続けていけるように努力していきたいが、保育の中では同じ社会福祉法人でも規模の大きい所がすべきだとの意見もあるので色々話し合っていくことが大事に感じ得る。
- ・時期的に次年度からの入園希望や施設見学で来園される方と同じ対応になる。
- ・在籍している園児も登園している為、職員もさばけず、来園者に体験など行事的なことなどとはできない保育園もある。



今後の公益協としての展望

設立6年目を迎えるにあたり、現在実施している事業の評価・整理を行うとともに、今後も地域課題に沿った取り組みを会員で協議し実施していきます。

加入法人職員の声

- ・どうしても在園児の保育が優先となるため、なるべく職員の負担にならないようにできることをできる形で開催している。参加者は僅かだが喜んでいただいている。担当している職員は主任クラスのベテランなので、若い保護者にとっては安心感があると思う。
- ・子育てに関して孤立しやすい時代なので、ほっと一息つける場所として「保育の日」に取り組んでいきたい。継続していくことが大切だと思う。

社会福祉法人三光会

双葉保育園 理事長 入江聡

- ・保育の日でこられた人たちは本当に楽しみ、喜んでくださるので、やりがいを感じている。
- ・特に離乳食は大変食べやすくおいしく提供しているので、参加された方からとても喜んでいただけて嬉しく思っている。
- ・老人施設などでも独自に地域公益活動をされており、参加したことがあるが、参加者はとても喜んでいように見受けられた。

公 益 協 名	山口市社会福祉法人地域公益活動推進協議会
会 長 名	内田 芳明
設 立 日	平成 30 年 4 月 1 日
事 務 局	山口市社会福祉協議会 地域福祉課
会 員 法 人 数	23 法人
会 員 法 人	愛世会、相清福祉会、アス・ライフ、あんずの里、佐波福祉会、正清会、清光園、青藍会、たんぼぼ会、ひとつの会、百華児童苑、防府海北園、ほおの木会、山口県社会福祉事業団、山口向陽会、友愛会、祐寿会、吉敷愛児園、るりがくえん、島地保育園、ひらきの里、ふしの学園、山口市社会福祉協議会
会員法人種別 (※重複あり)	高齢 9 法人 地域 1 法人 障がい 5 法人 児童 9 法人
主 な 活 動 内 容	・介護体験授業 ・福祉教育講師派遣 ・社福法人周知啓発 ・災害時支援活動

介護体験授業及び福祉教育への講師派遣 地域で福祉を学ぶ

活動内容

市内の小中学校での「介護の仕事」の講話と高齢者体験や車いす体験への講師派遣他



取り組むこととなったきっかけ

高齢化の進展により今後ますます需要が見込まれる介護の新たな担い手確保の為、市内中学生を対象とした介護体験授業の実施協力依頼を山口市より受けました。また、小学校も同様に福祉教育の実施依頼が多く、地域の学校と社福法人のつながりづくり及びその強化の話もねらいになります。

実施してみたの成果・課題

【実施法人職員さんから】

介護は特別な勉強ではなく、相手の立場に立って何を困っているのか、どうしてほしいのかを考えることが大切だということを学生さんに伝えました。そのきっかけ作りの一つとして、高齢者の体験授業を展開している公益協の取り組みは未来の介護への種まきだと思います。少しでも介護という仕事に興味を持ち、学びを深めてもらえることを期待して続けさせていただいています。

参加した生徒さんからは、「体験したことを家に帰って話し、自分の祖父母にも困っていることを聴いてやってあげたい。」「私がおばあちゃんになっても、介護する人がたくさんいれば安心できる」等直接感想を聞くことができました。

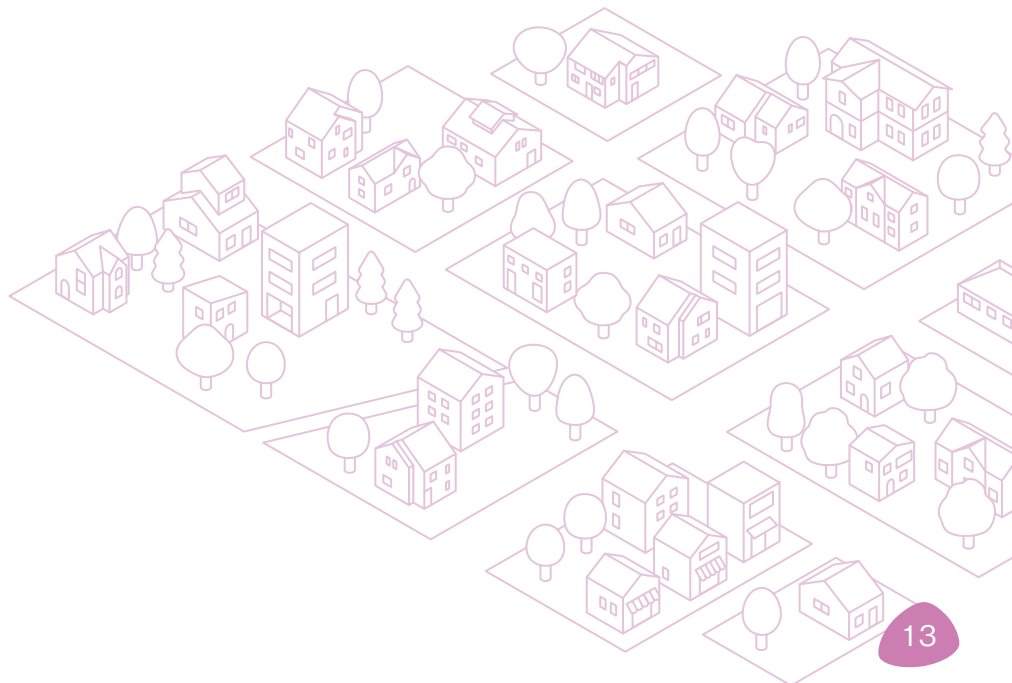
今後の課題としては、中学校 1 年生 2 年生の進路を決めるまでの間に体験授業や講話を聴く機会があると、早い段階から進学先の選択肢として福祉系検討をしてもらえるのではないかと思います。

今後の公益協としての展望

- ・ 将来自分たちが高齢者になった時のことを考えると、いま小学校・中学校と段階的に高齢者疑似体験や、障害者・高齢者の介護について考える機会の提供が市全体で取り組むことができるのが理想と思います。また、内容を「介護」に限らず、「保育」や「子育て」等も含めた「福祉全体」に広げていくことも検討課題です。
- ・ その他、公益協だけでの地域の福祉課題解決や狭間の課題解決には限界があるため、地域ニーズの把握と地域団体との連携・協働を進めるべく、各地区社会福祉協議会等との情報交換を段階的に実施予定です。

加入法人職員の声

- ・ 中学校へ的高齢者疑似体験授業を通じて、私たち介護現場での具体的な仕事内容や、やりがいについて等自分の言葉で伝える機会があって良かったと思います。目や耳、手足の不自由さを実際に体験することと合わせて、どうすれば不自由さを軽減できるのかを考える時間があつたこと、伝えることの大切さを、公益協の活動を通じてきっかけを頂けて感謝しています。また、他の地域での公益活動内容についても知ることができ、今後自施設の活動の参考にしたいと思います。



公 益 協 名	萩市社会福祉法人地域公益活動推進協議会
会 長 名	渡邊 宥照
設 立 日	令和4年 11 月1日
事 務 局	萩市社会福祉協議会
会 員 法 人 数	15法人
会 員 法 人	山口県社会福祉事業団、阿北福社会、健香会、山水会、紫雲会、 寿幸会、萩市社会福祉事業団、創生会、日の丸保育園、春日福社会、 住の江保育園、E. G. F、霞峯会、ふたば園、萩市社会福祉協議会
会 員 法 人 種 別 (※重複あり)	高齢8法人 障害3法人 保育3法人 その他1法人
主 な 活 動 内 容	・研修会の開催 ・情報交換・交流

萩市社会福祉法人地域公益活動推進協議会 紹介リーフレットの作成

活動内容

地域住民へ、本会が設置されたことを広く周知し、市内の社会福祉法人が連携しながら地域課題を解決していくという目的や目標を啓発するためリーフレットを作成し、全戸配布を行いました。



取り組むこととなったきっかけ

令和4年11月に本会が設立し、参画している法人や取組み、目標を地域住民に知ってもらうことで、地域住民と一緒に地域福祉課題に取り組むきっかけづくりになると考えました。

実施してみたの成果・課題

パンフレットは全戸配布をしたため、多くの人の目に触れ、本会について知ってもらう機会となりました。今後は本会としても具体的な取り組みを増やしていき、地域住民と一緒に地域福祉課題の解決につながる事業の検討を行っていきます。

今後の公益協としての展望

社会福祉法人が地域福祉の担い手として、地域課題の把握や社会福祉法人の連携・協働による公益活動の実施を考えています。

加入法人職員の声

今までにない取り組みであり、各法人の抱える諸課題と情報を共有・連携し法人を超えての解決に取り組むことや、さらに地域における福祉の現状と必要な課題に各法人の専門性を活かし、行政とともに解決への対応・協働による公益活動を期待します。

- ・福祉人材の育成と確保
- ・過疎化と人口減少
- ・高齢化と少子化
- ・発達障がい者と就労

社会福祉法人 E.G.F 総合施設長 渡邊宥照



防府市

公 益 協 名	防府市社会福祉地域公益活動推進協議会（幸せますふくしネット）
設 立 日	令和3年3月5日
事 務 局	社会福祉法人 防府市社会福祉協議会
会 員 法 人 数	13 法人
会 員 法 人	華世会、敬天会、勝縁福祉会、ライフケア高砂、博愛会、ひとつの会、防府海北園、心促協会、蓬萊会、山家連福祉事業会、山口県社会福祉事業団、防府市社会福祉事業団、防府市社会福祉協議会
会 員 法 人 種 別 （※重複あり）	高齢6法人 障害4法人 児童1法人 児童・障害1法人 その他1法人 計13法人
主 な 活 動 内 容	定例会の開催

活動内容

具体的な活動は、現在、検討中。

令和3年3月に設立したが、令和3年度は、コロナ禍のため、活動を自粛。

令和4年度から、定期的（年2回）会合を開き、今年度も2回実施。

今年度中に、会員同士の連携を深めるため、会員施設のパフレットを作成（予定）。

今後の公益協としての展望

市内には28社会福祉法人がある中で、参加団体が13団体にとどまっている状況であり、いたばし（東京）社福連を参考として、経費があまり伴わない（無料）事業（出前講座・貸出物品・貸スペース等）を展開し、会員数の増強を図りたい。

下松市

公 益 協 名	下松市社会福祉法人地域公益活動推進協議会
設 立 日	令和元年 7 月 6 日
事 務 局	下松市社会福祉協議会
会 員 法 人 数	9 法人
会 員 法 人	愛育会、くだまつ平成会、元気の会、孝志会、幸洋福祉会、 松星苑、和光保育園、緑山会、下松市社会福祉協議会
会員法人種別 (※重複あり)	高齢 4 法人 社協 1 法人 障害 1 法人 保育 3 法人
主 な 活 動 内 容	・ 情報交換及び連絡調整 ・ 福祉・くらしの相談窓口の設置

福祉・くらしの相談窓口の設置

活動内容

参加法人がお互いの強みを生かし、相談事業の連携に向けて取り組んだ。

下松市内の社会福祉法人は、
身近な場所で福祉・くらしの相談窓口を開設しています。

ひとりで悩まないで、お気軽にご相談下さい！

区分	No.	施設名	法人名	相談場所	電話番号
子育て・保育	①	愛南幼児学園	社会福祉法人 愛育会	潮音町1丁目7-15	41-0735
	②	平田保育園	社会福祉法人 孝志会	美里町3丁目22-20	41-1588
	③	花岡保育園	社会福祉法人 和光保育園	生野屋414-1	43-8138
	④	和光保育園	社会福祉法人 和光保育園	大字河内2736-1	43-8427
高齢	⑤	第1しょうせい苑	社会福祉法人 松屋苑	生野屋南1丁目7-11	43-9810
	⑥	第2しょうせい苑	社会福祉法人 松屋苑	生野屋南1丁目12-1	45-2425
高齢	⑦	松寿苑	社会福祉法人 幸洋福祉会	大字米巻944-1	47-1220
	⑧	ほがらか	社会福祉法人 元気の会	大字山田256	47-1717
	⑨	星てらす	社会福祉法人 緑山会	古川町3丁目1-2	44-9516
	⑩	ほしのさと	社会福祉法人 くだまつ平成会	生野屋南1丁目13-1	45-3100
総合	⑪	下松市社会福祉協議会	社会福祉法人 下松市社会福祉協議会	西市2丁目10-16	41-2242

取り組むこととなったきっかけ

地域において公益的な活動に取り組む必要性の共通理解の中から、複数法人が連携して、各法人がお互いの強みを生かして相談事業に取り組もうということになった。

実施してみた成果・課題

地域公益活動推進協議会を立ち上げ、複数法人が連携して相談事業に取り組もうということになったが、コロナウイルス感染症の影響により翌年から活動休止となった。コロナも落ち着いてきたので、再開して地域における公益的に取り組みを展開していきたい。

今後の公益協としての展望

相談事業を通じた地域ニーズの発見から、社会福祉法人が連携、協働して生活課題・福祉課題の解決に向けた取り組みを推進していきたい。

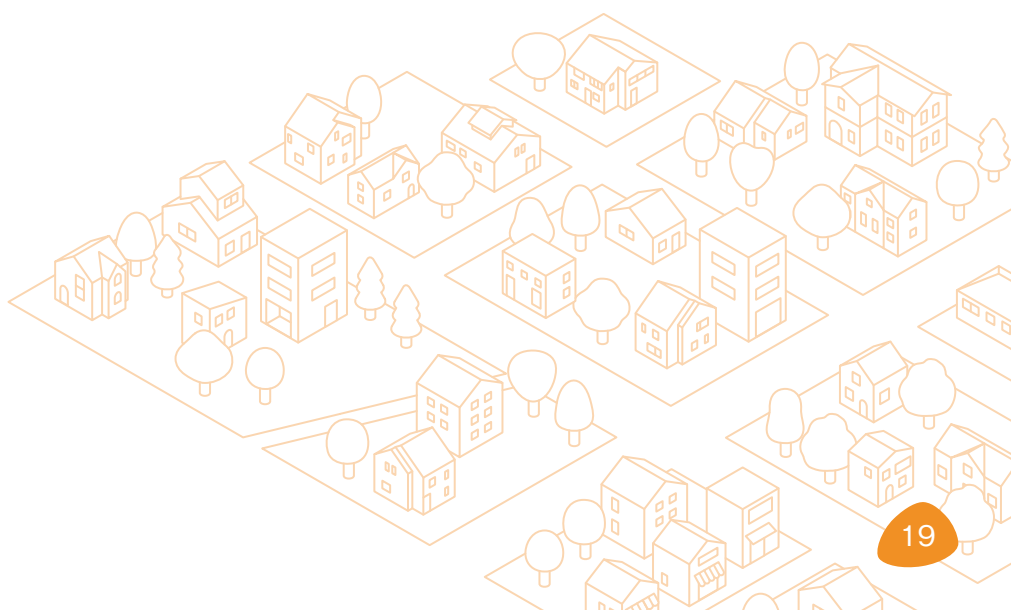
加入法人職員の声



下松市社会福祉法人地域公益活動推進協議会への参加は、当法人にとって大きな転機となりました。と申しますのも、高齢者施設を運営する社会福祉法人として、施設近隣の住民の方々より介護についての相談をいただくことはありましたが、下松市全域において、9つあるそれぞれの社会福祉法人が相互に連携・協働し、地域の福祉課題の解決に向けて公益的な取り組みを推進していくことで、ミクロレベルからメゾ・マクロといったより幅広い視点での実践的な地域福祉課題の解決に向け、貢献できる体制が整ったからです。

数回の会議を経て協議会が立ち上がってからコロナ禍に入り、担当者が集うこと、それ自体が困難な状況にありましたが、感染症法上の分類が5類に移行した現在、再び協議会として活動できる兆しが見えてきました。9つの社会福祉法人がそれぞれの分野を超え、まずは身近な場所で福祉や暮らしに関する相談の受付窓口として機能できるよう、努めてまいる所存です。

社会福祉法人幸洋福祉会
特別養護老人ホーム松寿苑
理事／苑長 亀山 雄樹



公 益 協 名	岩国市社会福祉法人地域公益活動推進協議会
会 長 名	櫛部 博昭
設 立 日	平成 29 年 10 月 31 日
事 務 局	岩国市社会福祉協議会
会 員 法 人 数	21法人
会 員 法 人 種 別 (※重複あり)	高齢：14法人 障害：4 法人 児童：7法人
主 な 活 動 内 容	※地域公益活動の情報発信 ※地域公益活動推進セミナーの開催 ※地域公益活動事例集の作成 ※地区運営委員会の推進（岩国、玖北、玖西、由宇・通津） ・地域ごとに社会福祉法人の福祉施設・事業所によるネットワーク化を図り、地域の課題に応じて社会法人が連携して活動や事業を実施する。 ※社会福祉法人の連携による地域公益活動の推進 ・福祉教育に対する協力体制の構築 （福祉教育相談や福祉用具の体験イベント、実習生受入等） ・生活困窮者支援の協力体制の構築 （就労支援やボランティア活動の場としての協力等） ・認知症地域理解促進事業（認知症サポーター養成講座の開催等） ・地域のつながりづくり推進事業（子ども食堂の開催等） ・地域公園の清掃活動 ※フードバンク山口いわくにステーションの運営

フードバンク山口いわくにステーション

活動内容

フードバンクとは、地域の住民・企業等から寄贈いただいた食品等を集め、様々な理由で生活に困窮し、食の支援を必要としている福祉施設や生活困窮者及び支援団体へ無償で提供しながら自立支援を行う活動です。

寄贈食品等の食品を安全に正しく届けることができる仕組みを持った公益システムとして、様々な利用者へ新しい食品の流れを提供していくもので、その仕組みが銀行のようであることからフードバンク(食物銀行)と呼ばれています。

本会では、フードバンクの運営(食品受付窓口、食品の保管管理・支援者への配布)を公益活動として取り組んでいます。山口県内では初めての社会福祉法人の連携型フードバンクとなります。



取り組むこととなったきっかけ

岩国市内には、フードバンクの設置について、以前から市民・行政等から要望がありましたが、主体的に取り組む団体・企業・NPO法人等がなく、設置ができていない状況でした。

社会福祉法人が連携してフードバンクの運営を行い、フードバンクが発展していけば、地域における生活困窮課題の解決に役立つことが考えられるため、関係者と協議をかねて取り組むことを決定しました。

実施してみた成果・課題

- ・フードバンク山口いわくにステーションは、10月から開設しております。10月は寄付受付のみとしており、支援団体への配布はいたしていません。

以下が開設して2ヶ月の寄付受付及びご利用団体数の実績です。

【令和5年10月・11月寄付受付実績】

(10月)	(11月)
数量：737品	数量：220品
重量：約348kg	重量：約256kg

【ご利用団体数(延)】

(10月)	(11月)
利用団体数：0	利用団体数：7

- ・今後の課題としては、社会福祉法人の連携型フードバンクのため、各法人における担当職員の連携・協力体制を維持し継続していくことが考えられます。

今後の公益協としての展望

フードバンク山口いわくにステーションが、地域に定着するよう広報を充実させていくことと、食品寄付受付窓口の拡充、受付食品の多様化（冷凍）を図ることができればよいと考えています。

加入法人職員の声

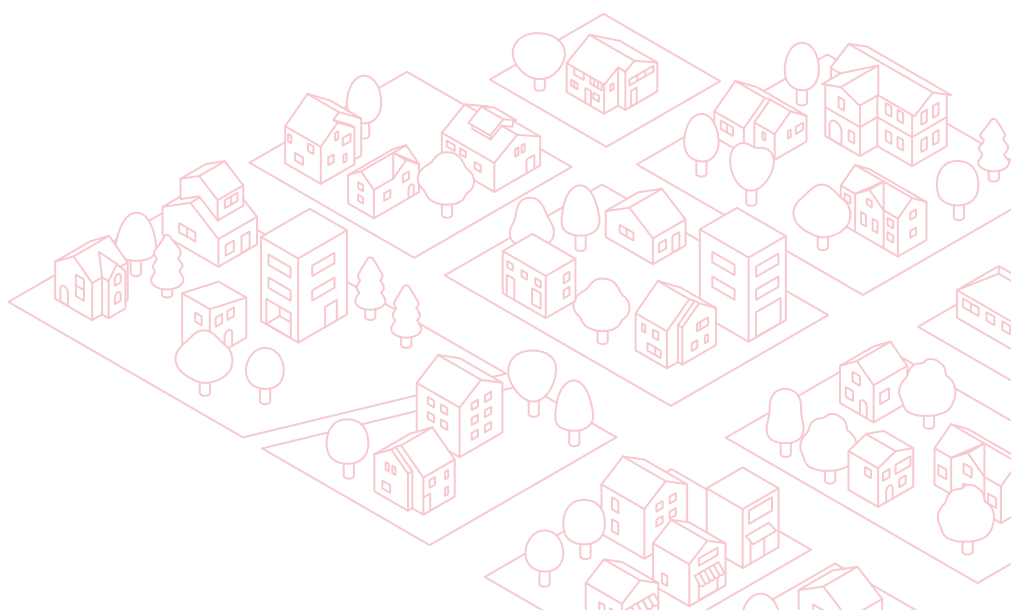
（福）聖光会 山本 さおり

フードバンク山口いわくにステーションでは、山口県内で初の公益協で協力し、加盟法人で運営をしています。これからも連携強化をし、食に困っている方、一人でも多くの方へ食品が届けられるよう、事務局として携われたらと考えています。

（福）光教会 稲本 豊

11月から、ステーション応援職員として参加し、主に食品のデータ入力を担当しています。実際に参加することで、子ども食堂等の活動がどのような活動なのか、フードバンクの必要性を少し知ることができました。

まだ実際の利用は少なく感じますが、必要な方へ必要な量が行き届くよう、今後も事務局や他法人のみなさまと連携を取り、微力ながらお役に立てるよう頑張ります。



公 益 協 名	光市社会福祉法人地域公益活動推進協議会
会 長 名	山根成紀
設 立 日	令和4年5月24日
事 務 局	社会福祉法人光市社会福祉協議会
会 員 法 人 数	13法人(順不同)
会 員 法 人	慈光会、光井保育園、ひかり苑、光寿福祉会、光富士白苑、和光苑、 教栄福祉会、聖華保育会、東光福祉会、松原保育園、松風会、光仁会、 光市社会福祉協議会
会 員 法 人 種 別 (※重複あり)	高齢7法人 障害2法人 児童1法人 保育5法人
主 な 活 動 内 容	本会は、令和4年5月24日に光市内の14法人が加入し光市社会福祉法人地域公益活動推進協議会(以下、「光福祉公益協」という。)を設立した。 令和4年度の主な活動として、光福祉公益協が協議会設立前から取り組んでおり、ひとり親家庭等への生活物品及び食品等の支援をおこなう「ひかり絆BOX活動」の取組を充実させ、生活に課題を抱えた世帯への物品配布を年4回開催した。この取組では、法人間のネットワークを活かして制度の狭間にある社会課題や生活課題の解決に取り組むことで、各法人間の協働体制を構築してきた。 令和5年度は、法人間の連携を更に強化させ地域住民の方が住み慣れた地域で安心して住み続けることができるよう、包括的な支援を継続的に実施していく。

ひかり絆 BOX 活動の実施

活動内容

ひかり絆 BOX 活動の実施

(1) 活動内容

(目的)

この活動は、光市内の各社会福祉法人が窓口となり、ご家庭で使用されていない食料品、日用品など「どなたかに使っていただきたい。」のお気持ちを、支援必要な方へ橋渡しし、集められた物品を有効活用していただく取組となる。

(広報活動)

光市内の保育園・小・中学校を通じてひかり絆 BOX 開催チラシを配布し、保護者への広報活動を行う。

(回収方法)

各法人が共通の黄色いコンテナを施設入口等に設け支援品の回収を行い回収した物品を参加申込者に配布する。

(活動日時)

支援物品配布時間 13:00～18:00

協議会設立後

第2弾 令和4年 6月28日(火) 参加者50世帯募集 / 23世帯参加

第3弾 令和4年 9月15日(木) 参加者50世帯募集 / 24世帯参加

第4弾 令和4年12月 9日(金) 参加者50世帯募集 / 20世帯参加

第5弾 令和5年 2月16日(木) 参加者50世帯募集 / 30世帯参加

第6弾 令和5年 6月20日(火) 参加者50世帯募集 / 33世帯参加

第7弾 令和5年11月27日(月) 参加者50世帯募集 / 36世帯参加

(配布物)

(定期支援物) お米・お菓子・洗剤

(その他) 各法人が回収した支援物(例、日用品、文具、食料品等)



(2) 本とつながる支援事業(ブックリサイクル)活動との連携

光市「第4次光市こどもの読書活動推進計画」に基づき、ひかり絆 BOX 活動参加者へ、本と人をつなぎ、読書への関心を高め、家庭での読書及び学習の支援につなげるために、各法人が回収した書籍及び光市立図書館に寄付のあった児童書・参考書などの配布を行う。

(配布数) ひかり絆 BOX 活動第2弾 14冊

ひかり絆 BOX 活動第3弾 39冊

ひかり絆 BOX 活動第4弾 76冊

ひかり絆 BOX 活動第5弾 63冊

ひかり絆 BOX 活動第6弾 166冊

ひかり絆 BOX 活動第7弾 78冊

取り組むこととなったきっかけ

制度の狭間にある深刻な福祉課題の一つにひとり親家庭の生活困窮者家庭の問題が存在しており、光市内では、NPO 法人によるひとり親家庭へのお弁当の無料配布や、地域の児童を対象とした子ども食堂等による支援が展開されている。そうした中、本協議会として、光市内のひとり親家庭への物品及び食品の提供による生活支援を継続的に実施することを活動の柱とした。

実施してみたの成果・課題

1 ひかり絆 BOX 活動の実施

【成果】

- 支援の必要な方に活動の浸透が図れ、活動日の問い合わせが増えてきている。
- この活動を推進することで、加入法人との顔の見える関係が構築され、法人間の連携が深められている。

【課題】

- 本当に支援必要な人に届けるためにはどういう配慮をする必要があるのか。
- どういったことに困られているなどを申し込み時に Google フォームに入力してもらい、次回の開催時に回収物品に反映できるか検討をしている。
- 参加者が固定してきたため新規参加者の募集方法を検討する必要がある。
- 参加者が必要とされている品物の回収が出来ない。
- 開催日により、物品の回収率が少ない場合がある。

今後の公益協としての展望

光市内で本会未加入法人に本会活動の理解を深めていただき、連携協働関係を構築していく。

加入法人職員の声

「絆ボックスの活動を続けて」

社会福祉法人 光仁会
保育士 森田 真治



一年間絆ボックスを通して、他事業所と準備をしていき、分野は違いながらも、協力をして一つの事をやり遂げる事が出来ました。法人内の職員に活動紹介のポスターを作ったり、物品の提供をお願いしながら、とてもやりがいがありました。当日、集まった品を受け取りに来られた方にも喜んでいただき、活動の意義を感じました。これからもこのような活動に参加し、より一層光市の社会福祉の発展に協力したいと強く感じました。

「絆ボックスの活動に参加して」

社会福祉法人 光仁会
保育士 井上 直之



光仁会は、公益活動として絆ボックスに参加しています。絆ボックスでの準備・配布・後片付けを通して、絆ボックスの利用者の方々と関わる機会を持ち、学びを得ました。利用者の方々には、食品や洗剤等の生活用品の消耗品が特に需要があり、他には学校の制服などが必要とされていることを知ることが出来ました。日常の業務では得られない経験や知識を得て、他の法人職員の方とも一緒に活動する経験を得ることができました。今後は公益協主催の研修にも機会があれば参加し、学びを得ていきたいと思っています。

公 益 協 名	長門市社会福祉法人地域公益活動推進協議会
会 長 名	辻野 史朗
設 立 日	平成 28 年 11 月 28 日
事 務 局	社会福祉法人 長門市社会福祉協議会
会 員 法 人 数	8法人
会 員 法 人	永久会、清風会、新永福社会、明和会、同心会、福祥会、へき寿会、 長門市社会福祉協議会
会 員 法 人 種 別 (※重複あり)	高齢6法人 障害3法人 児童1法人
主 な 活 動 内 容	○会議の実施 ・推進協議会 (年2回) ・企画運営会議 (年12回) ○調査研究事業 ・地域の課題や地域資源等の分析を行い、今後の事業展開を検討する ・他地区の取組についての勉強会、視察研修 ○講座開催事業 ・イベント「介護フェスタ in ながと」開催 ・地域のサロンや小中学校が実施する福祉教育等へ参加する出前講座事業 ○安心相談事業 ・地域のイベント等での福祉相談受付ブース設置 ○生活支援事業 ・粗大ごみ出し支援サービス ・移送支援サービスの検討 ○広報・周知活動 ・地域のイベント等での福祉の啓発及び周知活動

高齢者を対象とした生活支援事業・粗大ごみ出し支援サービス

活動内容

粗大ごみのごみ出しで困っている高齢者に対して、1世帯につき年2回以内で粗大ごみ出しの支援を行う。対象者は「①65歳以上一人暮らし、75歳以上二人暮らし」「②家族の支援を受けることが困難」「③ごみに出す物を事前に決めていて、玄関先までごみが出してある状態(出せない場合は、本人の同意を得た上で住居に上がり、回収)」の3つの条件を満たす方となる。また、対象となるごみは「①長門市が定める基準内の粗大ごみ」「②対象者の生活スペース内にある粗大ごみ」「③1世帯につき年2回以内、1度につき軽トラック1台に乗る程度の量」となる。

利用対象者については、長門市民生児童委員協議会に協力を依頼し、毎年「高齢者実態調査」に合わせてニーズ調査を行っていただいている。民生委員からあげられた利用候補者に、地区ごとの担当法人が連絡し、状況調査や訪問日時の調整を行い、ごみの回収を実施する。



取り組むこととなったきっかけ

事業検討にあたり、参加法人の職員を対象にアンケートを行い、「住んでいる地域で必要とされている事業のアイデア」として「高齢者のごみ出しの支援」という案が挙がった。ごみ出しに関する課題に対して、これまで他の福祉サービス等でも対応が難しかった部分であり、協議会として取り組める事業として検討を進め、「粗大ごみ出し支援サービス」の実施が決まった。

実施してみた成果・課題

実施件数は平成29年から令和4年までの6年間で延べ327件。コロナ禍の間も感染対策を十分に行いながら事業を継続した。事業を実施する協議会員の多くが、各法人で高齢者対象の事業に携わる職員であり、高齢者との接し方や対応のノウハウが生かされている。利用者やその家族だけでなく、調査を行っていた民生委員からも喜んでいただける事業になり、徐々にではあるが地域に浸透してきている。

事業の周知が進んだこともあり、民生委員の調査以外でも利用の希望が挙がる場合も増えてきた。また、住んでいた高齢者が既に亡くなられていたケースや、極端に重たい、大きい物の搬出依頼、調査の段階ではわからなかったが訪問したら家族が同居していたケースなど、対応ができない例や難しい例もある。

また、協議会内で事業を振り返る際に、「現状では高齢者のみを対象としているが、障害等の理由でごみ出しに困っている方もいるはず」といった意見もあり、今後も事業の対象や実施形態について改善を続けていきたい。

今後の公益協としての展望

地域のニーズを把握し、より地域の実態に合わせた公益的な取組を実施していくとともに、地域住民の公益協への周知・理解を広げていきたい。

加入法人職員の声

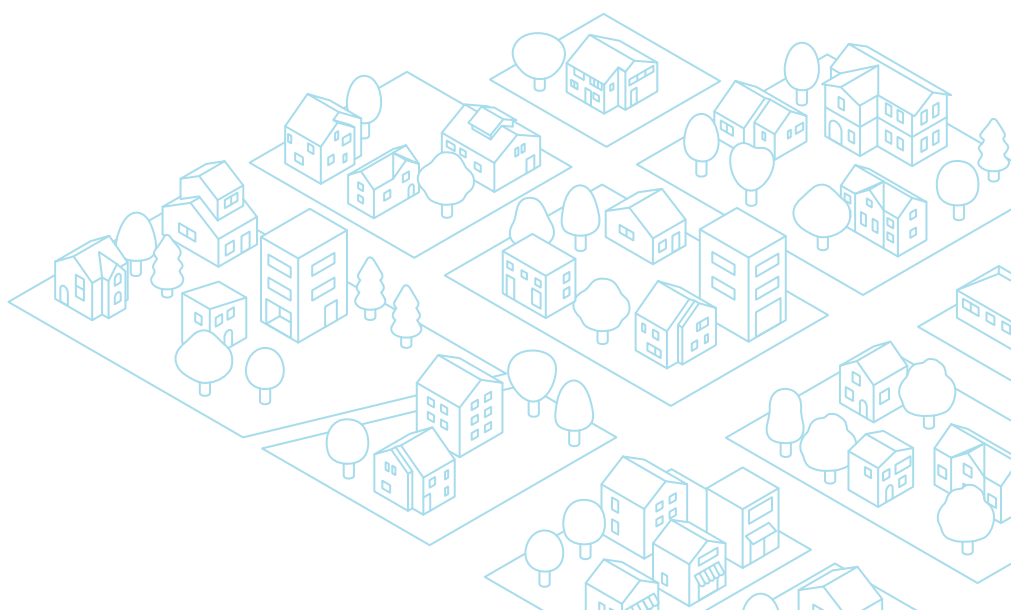
公益協に加入して活動を行ったことでの学びや新たな発見

- ・長門市という山と海に囲まれた地域で高齢化の進む中、地域の人々が抱える問題点が明確にわかるようになった。
- ・各法人が繋がることによって、法人間での協力体制を作ることができた。
- ・民児協など他の地域団体と協力することで、より多くの地域情報を得ることができるようになった。
- ・法人単独では不可能な大規模なイベントや講演などを行えるようになった。

今後活動を通じて実現したいこと 等

- ・長門市の安心して暮らせるまちづくりの『お手伝い』という気持ちで、続けていけたらよいのではないかと思います。

(恵光苑 生活相談員 石井啓司)



美祿市

公 益 協 名	美祢市社会福祉法人地域公益活動推進協議会
会 長 名	山田 悦子
設 立 日	平成 30 年5月 25 日
事 務 局	社会福祉法人美祢市社会福祉協議会
会 員 法 人 数	9法人
会 員 法 人	光輪福祉会、周美会、同朋福祉会、豊徳会、南大嶺福祉会 麦川福祉会、祐寿会、吉則保育園、美祢市社会福祉協議会
会 員 法 人 種 別 (※重複あり)	高齢5法人 障害2法人 児童2法人 保育4法人
主 な 活 動 内 容	・地域公益法人リーフレットの作成 ・相談窓口の設置

社会福祉法人とは・・・

社会福祉事業を行う民間団体です。

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉法にもとづいて設立されている法人です。公益性の高い、非営利法人であり、社会福祉事業の主たる担い手として互いに事業を確実、効果的かつ公正に行っています。

社会福祉法人には、地域における公益的な取組(※)を行うという責務を課せられており、地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、法人の自主性、創意工夫による多様な地域貢献活動が行われています。

地域における広域的な取組とは・・・(※)

社会福祉法人が本来果たすべき「制度の抜頭の課題や複合的な課題への対応」のことです。

- 1 社会福祉事業又は公益事業を行うにあたって提供される「福祉サービス」であること
- 2 「日常生活または社会生活上の支援を必要とする者」に対する福祉サービスであること
- 3 無料または低額な料金で提供されること

の3要件を満たすことです。

美称市社会福祉法人地域公益活動推進協議会とは？

美称市では、市内において福祉施設・保育園を経営する社会福祉法人が相互に連携・協働し、高度の課題や既存の仕組みでは解決が難しい福祉ニーズに対応する「美称市社会福祉法人地域公益活動推進協議会」を設立し、各法人が意見をもちあひ活動しています。

地域公益活動についての話し合い

会員法人相互の情報交換

加入法人

- 豊徳会 ● 南美会 ● 同朋福祉会
- 松寿会 ● 光臨福祉会 ● 奥川福祉会
- 南大塚福祉会 ● 志和保育園
- 美称市社会福祉協議会

「事務局」 社会福祉法人 美称市社会福祉協議会 TEL 0837-52-5222 FAX 0837-52-0529
〒760-0111 美称市大町東区 分3-20-1 mail: mmeinfo@n-shayaku.jp



美咲市社会福祉法人地域公益活動推進協議会

暮らしを支え、地域をまもる社会福祉法人

～あなたも誰かのために。活躍の場所があります。～



私たちは、慈愛の精神を源流とし、人間の尊厳を守り、多様性を受け育れる社会の実現をめざして活動しています。地域のさまざまなニーズに応えて、質の高いサービスを提供し責任ある運営に努めることにより、福祉の発展、発展に貢献してまいります。

美咲市内で施設・事業所・保育園を経営する社会福祉法人は、9法人あります。



社会福祉法人
地域公益活動推進協議会



社会福祉法人 豊徳会
法人の理念と活動に関するお問い合わせ
法人本部（美咲市）へお電話ください
〒983-62-0300

〒983-62-0300

採用情報や施設見学は、各法人に
お気軽にお問い合わせください。



社会福祉法人 周美会
社会福祉施設、ケアハウス事業
特定高齢者介護施設
〒983-62-4555

〒983-62-4555



社会福祉法人 同朋福祉会
特養のみりやま、老人（障害・グループホーム・小規模多機能型）ケアハウスなどの施設、グループホームなどの施設
〒983-56-1171

〒983-56-1171



社会福祉法人 祐寿会
特養のみりやま、老人（障害・グループホーム・小規模多機能型）ケアハウスなどの施設、グループホームなどの施設
〒983-56-1100

〒983-56-1100



社会福祉法人 南大瀬福祉会
南大瀬福祉施設として、老人（障害・グループホーム・小規模多機能型）ケアハウスなどの施設、グループホームなどの施設
〒983-52-2529

〒983-52-2529



社会福祉法人 吉則保育園
子育て支援センター（きらり子育て支援センター）
〒983-52-2529

〒983-52-2529

・地域公益活動の情報発信・総合的な相談体制づくり ・福祉教育・出前講座

活動内容

- ・地域公益活動の取組を情報発信することにより社会福祉法人の対する理解促進を図る。
- ・各法人に相談窓口を設置し、相談内容から課題を分析し、適切な支援機関へ繋げていく体制整備を図る。
- ・各法人の特性や専門職としての専門性を活かし、子どもたちの学びの支援や地域福祉を推進するための取組みを進める。
- ・介護・障害・保育の専門性を活かして、地域での会合やサロン等へ職員を派遣する。

取り組むこととなったきっかけ

- ・地域公益活動推進協議会で協議した内容として、各法人共に新規事業の取組についてはハードルが高いので、既存の事業等を活かし発信することで、各法人の専門性を活かすことが出来ればとの意見があったことから取り組むこととなった。

実施してみた成果・課題

- ・県社協の協力をいただき、地域公益法人リーフレットを作成し全戸配布することができた。(社協だより令和4年5月号)
- ・他の事業については、定期的な会議等を開催し、詳細について協議をする必要がある。

今後の公益協としての展望

- ・少子高齢化・人口減少のなか、限られた担い手により、いかに多様化・複雑化する福祉ニーズに、各法人が持つ専門性をつなぎ合わせ、1法人では解決できない生活課題等に柔軟に対応することが出来る協力体制作り。

加入法人職員の声

- ・福祉の理念を大切に、社会福祉法人を取り巻く厳しい現状の中で、法人どうしが手を繋ぎ、地域の中で存在価値を高めて行く事が今こそ重要であると思う。
- ・地震や火災などの災害発生時に法人間で迅速な支援活動を行い利用者の安全確保が図れば良い。
- ・また、災害時に被災した施設利用者を他の法人が受け入れたり支援可能な法人が物資提供や職員派遣で協力できれば良い。

社会福祉法人 祐寿会

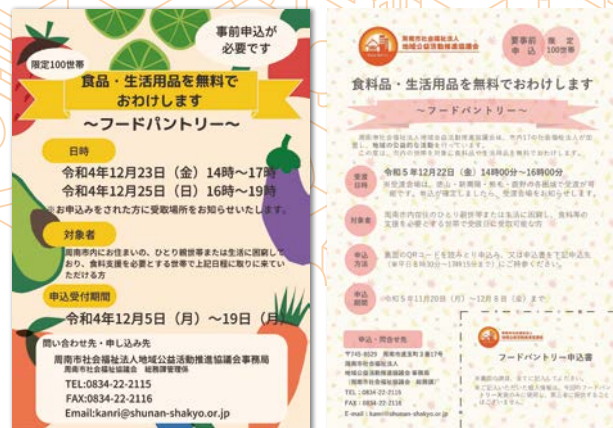
特別養護老人ホーム みとう悠々苑 苑長 増谷俊夫

周南市

公 益 協 名	周南市社会福祉法人地域公益活動推進協議会
会 長 名	間 誠司
設 立 日	平成 29 年 11 月 24 日
事 務 局	周南市社会福祉協議会
会 員 法 人 数	17 法人
会 員 法 人	一仁会、鹿野学園、鹿野福祉会、共楽園、栗屋福祉会、光仁会、山陽、周南市社会福祉事業団、周陽会、白鳩学園、仁泉会、新南陽福祉の会、すみれ会、つくし園、鼓ヶ浦整肢学園、和光保育園、周南市社会福祉協議会
会 員 法 人 種 別 (※重複あり)	高齢8法人 障害5法人 児童・保育3法人 地域1法人
主 な 活 動 内 容	・生活困窮者支援事業



生活困窮者支援事業 ～フードパントリー～



活動内容

周南市内在住のひとり親世帯または生活に困窮し、食料等の支援を必要とする世帯を対象に、受渡日(年末)を設定し、市内各所に設けた受渡施設を介して、会員法人施設の備蓄している食品や職員等の家庭からの食料品(寄付物品)等が無償で提供し支援を行う。



取り組むこととなったきっかけ

生活困窮者支援事業は従来より実施していたが、さらなる取組みを行うため、年数回開催をしている活動部会にて、各会員法人の部会員と協議を行い、フードパントリーを取組むこととなった。

実施してみた成果・課題

アンケートを実施し、フードパントリー利用者からは高評価であった。また、生活困窮者支援の一部ではあるものの周南市内の地域課題解決が図れ、社会福祉法人の公益的な取組みの意義や成果が獲得できた。

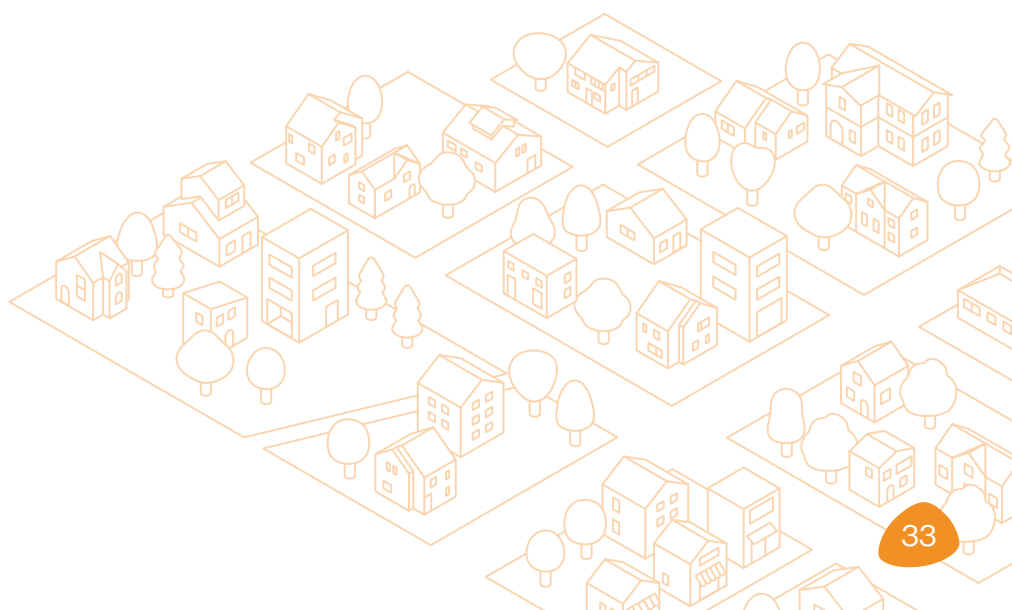
今後の公益協としての展望

現在の生活困窮者支援事業は、引き続き継続的に行う。また、現在、新たな取組みを考案できるよう、ニーズ調査・研究事業の協議を行っている他、毎年発生する災害時支援の事業について、法人間連携がスムーズに図れるよう事業化の協議を行っている。

加入法人職員の声

公益協で活動することで「社会福祉法人に勤める者としての使命は何か」を俯瞰し、考え、実践として活動することができた。市内に点在する種別の違う法人メンバーと活動することで横の連携が取れ始めたのは大変良かったと思う。今後は活動を更に充実化させ、制度の狭間で困っている人に届く、社会福祉法人が連携したからこそできる取り組みを行っていききたい。具体的には生活の困りごと、防災に関する取り組みを実現させたいとメンバーで話し合い士気を高めている。

社会福祉法人白鳩学園 佐藤 貴志
(本協議会活動部会部会長)



田布施町

公 益 協 名	田布施町地域公益活動推進協議会
会 長 名	内山 昌晃
設 立 日	平成 30 年 4 月 1 日
事 務 局	田布施町社会福祉協議会
会 員 法 人 数	4 法人
会 員 法 人	城南学園、施福会、放光会、田布施町社会福祉協議会
会 員 法 人 種 別 (※重複あり)	高齢1法人 障害2法人 保育1法人
主 な 活 動 内 容	各社会福祉法人に、ふくし総合相談窓口を開設 子ども食堂の運営支援

誰もが安全に安心して暮らせるまち 「たぶせ」をめざして

活動内容

社会福祉法人の持つ専門性やノウハウを活用して、地域の福祉活動への参加、住民の身近な相談窓口や制度の狭間にある福祉課題や複合的な課題への取り組みをしています。

子どもや地域住民の交流の場所づくり(子ども食堂)の運営支援をしています。



取り組むこととなったきっかけ

地域における公益的な取り組みが社会福祉法人の本来、果たすべき役割であると明確化され、制度の狭間にあるニーズの把握と対応や、地域共生社会の実現に向けた取り組み、地域のまちづくりの中核的な役割を果たすこと等が社会福祉法人に求められました。

子ども食堂の現状を公益協の活動の場で説明した時に田布施町内に立ち上げ、運営支援していこうという事になりました。

実施してみた成果・課題

子ども食堂を令和4年7月に開設して以来、運営支援が後押しとなり、毎月順調に開催できています。

町内の社会福祉法人が一堂に会し協議できる場ができた事は成果があったと思います。

各社会福祉法人とも、それぞれの分野の枠組での活動となっていることが多いため、単独では着手しづらいニーズを把握し、複数の社会福祉法人が連携して取り組める事業を模索しています。

今後の公益協としての展望

地域公益活動の情報発信(見える化)を行っていきます。

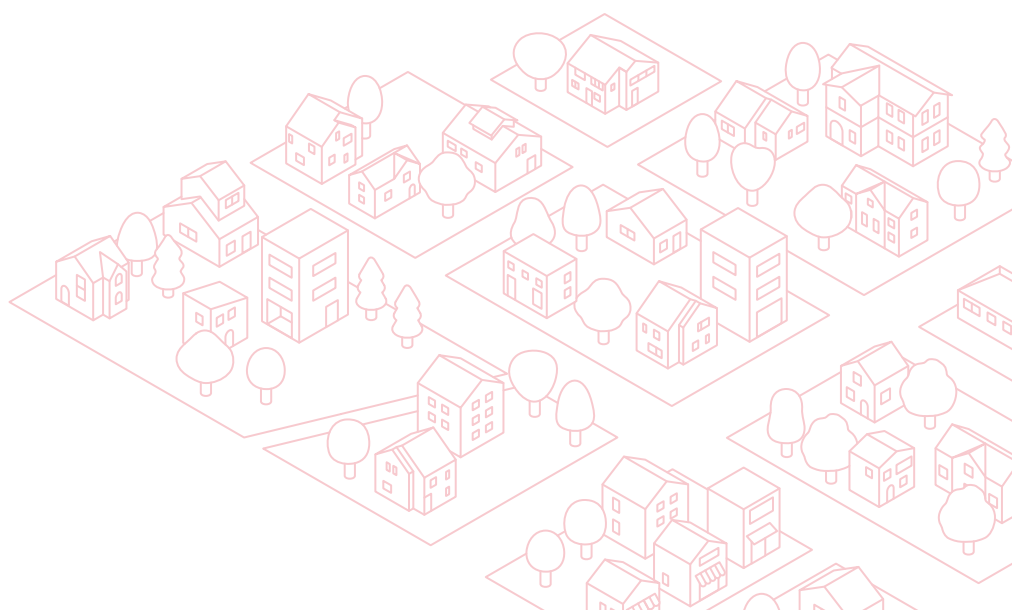
社会福祉法人の多様な強みを発揮して複合する生活課題に柔軟に対応していきます。

災害時の支援体制の構築を行政、関係団体と連携・協働して取り組んでいきます。

加入法人職員の声

保育園を運営しています。子育て家庭の孤立化や家庭の養育力の低下に対して、地域や社会全体で親子の育ちを支え、子育てを通じて社会に関わりが持てる環境の構築が重要になっています。当地での地域公益活動は、社会福祉協議会が中心となって、他の社会福祉法人と連携し福祉全体の現状認識の共有化を図っています。今後も継続的に先駆的・先進的な活動を模索しながら、外部に広く周知・発信し、誰もが住みやすいまちづくりに貢献していきたいと思います。

社会福祉法人 放光会 理事長 出井真治



社会福祉法人の地域における公益的な取組推進セミナー

総括講義「社会福祉法人の連携による地域公益活動のこれから」

※この議事録は、以下の「社会福祉法人の地域における公益的な取組推進セミナー」（R5.2.24開催）の中から、総括講義部分の一部を編集し、掲載するものです。

社会福祉法人の地域における公益的な取組推進セミナー

日 時：令和5年2月24日午前9時30分から正午まで

開催形態：オンライン

内 容：実践報告「社会福祉法人が連携して取り組む地域公益活動」

＜実践報告者＞①社会福祉法人長門市社会福祉協議会

（長門市社会福祉法人地域公益活動推進協議会事務局）

②社会福祉法人新永福社会

（長門市社会福祉法人地域公益活動推進協議会会員法人）

③社会福祉法人板橋区社会福祉協議会

（板橋区社会福祉法人施設連絡会事務局）

＜コーディネーター＞山口県立大学名誉教授草平武志氏

＜コメンテーター＞文京学院大学教授中島修氏

総括講義「社会福祉法人の連携による地域公益活動のこれから」

文京学院大学教授中島修氏

1 はじめに

（1）はじめに

文教学院大学の中島でございます。これから40分で次のスライドの流れで話をしていこうと思っております。

目次

1. コロナ禍における相談支援ニーズの増加と困難性
2. 孤立に取り組む「包括的支援体制」と多様化・複合化する課題（フレイル予防、8050問題、ダブルケア、障害者の重度化・高齢化、外国人、ひきこもり、自殺、LGBTQ等）
3. 社会福祉法人の現状と国民からの評価
4. コロナ禍だからこそ福祉教育実践に取り組む
5. 市区町村における包括的支援体制と重層的支援体制整備事業の動向（東京都におけるひきこもり施策との関係含む）
6. 社会福祉法人が地域における公益的な取組を行う意義
7. 誰も孤立することのない地域づくりのために



(2) 東京都地域公益活動推進協議会について

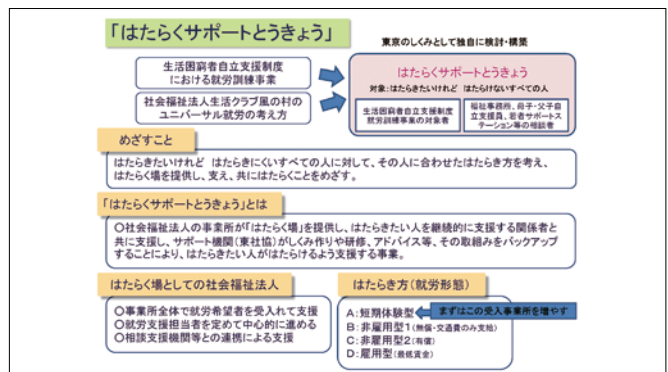
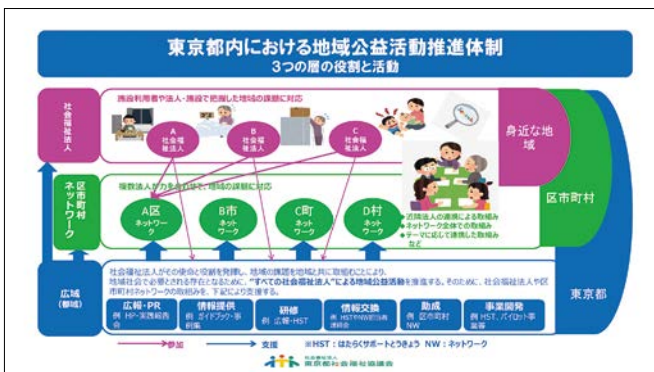
最初に、東京都地域公益活動推進協議会について紹介します。

私は、厚労省を経て、平成25年からこうした活動に関わらせていただいていた10年になります。また、これまで全国経営協や埼玉県、東京都のこうした組織の立ち上げに関わらせていただきました。

こうした経験の中で感じている東京都の特徴は、市区町村単位で地域公益活動に取り組んでいくということです。今回、東京都では、社会福祉法人は全て地域公益活動推進協議会に加入することとなりました。いわゆる加入義務化ということに踏み切ったということです。これは、非常に大きな決断です。

東京都の場合、一つ一つの自治体の規模が大きいことや地域特性の違いもかなりあるということから、それぞれの区、市で区市町村ネットワークをつくり、今51のネットワークができています。

そして社会福祉法人単体の活動もちろん頑張っていくわけですが、一方で公益的な取組として「はたらくサポートとうきょう」という中間的就労の取組も立ち上げて取り組んでいます。



これは、なかなか正規職員として働くことが難しい人たちに、施設において、最初は、人と関わることがあまりないような掃除だったり物を運んだりするようなことから始めて、だんだんと食事を配膳したりして、色々な活動に展開していくような取組です。

このような活動が東京では、島嶼部除いて53地区で様々な実践として行われています。

例えば、子ども食堂、コミュニティカフェ等コロナ禍で休校や休園が相次ぐ中で、子供たちの食事の機会が非常に不安定になっていることから、子供たちに食を届けようというような実践も様々なネットワークの中で検討されたかと思います。

また、「福祉なんでも相談」を展開するネットワークが多いと思っています。これは、まず地域住民の相談を社会福祉法人として受け止めようということだと思っています。

そして、世田谷区のように区を5つのエリアに分け、その分けた一つひとつを社会福祉法人が担当して、各社会福祉法人が主体となって、フードパントリーを行っています。

各社協で物資を届けるということではなく、それぞれの社会福祉法人で物資や食を提供する。

施設が住民と直接関わったり、活動を見える化していくということも、今行われていると思います。

そういった実践は福祉事務所の生活保護の部署や生活困窮の部署とも連携し展開されており、全国的にも広がってきています。



また、外国籍の方等、アプローチが難しい中で物資を届けたり、取りに来てもらうことによってつながっていくというような実践も全国的にも広がっています。

そのように行政と一緒にあって、公益的な取組を行うところも出てきていると思います。

2 コロナ禍における相談支援ニーズの増加と困難性

(1) コロナ禍における相談件数の増加

さて、改めまして、皆さん御承知のように新型コロナウイルスの関係で緊急小口資金や総合支援資金の貸付けも大変な相談件数になりました。

そういう中であって、フリーランスや個人事業主等、今まではあまり福祉の相談に来なかった方たちが相談窓口に来ざるを得ないという状態になってきたということです。

外国籍の方もそうだと思います。生活保護世帯もコロナが始まった当時は一旦減少傾向でしたが、令和3年5月からは前月同月比に比べるとずっと増加に転じました。

(2) 高等学校、大学等進学率の推移と対応

また、生活保護世帯や困窮の世帯が学校に行けるようにと給付型奨学金が創設される中で、大学進学率も変わってきました。一般世帯の子供たちが専門学校や大学等へ8割ぐらい進学している一方で、社会的養護を受けている子どもたち、生活保護世帯の子どもたちは、まだ3割から4割ぐらいしか行けていないという大きな格差がここにあるということは、社会的にしっかり考えていかなきゃいけないと思います。

こうした中で、児童養護施設や乳児院や母子生活支援施設等は、子供たちと向き合って、今様々な工夫をしています。

例えば東京都でも民間企業とつながって、児童養護施設が基金を作って、その基金から子供たちを大学に進学させるといった新たな取組を行っているところもあります。

こういった問題にしっかり向き合っていくということも社会福祉法人として大事なテーマだろうと思います。

(3) 相談支援の困難性

一方で、コロナ禍においては相談が非常に難しくなっています。「こんなはずじゃない」「自分は福祉のお世話になるような人間ではない」といった介護や障害等、今まで課題を抱えている利用者とは違う方々が電話をしてこられます。家族構成とか収入の状況とか借金のことを聞くと、「何でそんなことをあなたに話さなきゃいけないんだ」「私はお金が借りられる、お金をもらえる、物資がもらえるって役所で聞いたから電話してきたの

コロナ禍に戸惑い相談窓口へ来る利用者

- 否定・拒絶・・・こんなはずではなかった。
コロナ禍さえなければ・・・。
- 不安・悲観・・・自分へのあきらめ。
先の見えない不安。
どのような解決策があるのかわからない不安感。

コロナ禍での支援の特徴

支援を受けることへの不本意な思い、拒絶、不満、不安感などで自分のことを話したくない利用者が多い（アセスメントが難しい）



に何でそんなプライバシーの話をしなきゃいけないんだ」と怒ってガチャンと切る。そのため、全然アセスメントができない。こういった厳しい状況をコロナ禍で多くの相談窓口が向き合っていて悩んできたと思います。

様々なコロナの貸付けや給付金があったことによって、そちらを優先的に使っていたわけですが、そういうものが終わったらこれからどうなるのか。

平常時にだんだん戻りつつある中で、どういう支援をするのか。先日も、ある居酒屋さんの店長が、「昼間外で働いて、夜、焼き鳥を焼いている、なかなか客が戻ってこない」そういうことを言っていました。こうした中でどう私たちが支えていくのかということだと思います。

<コロナ後を見据えて>

- 特例的制度の終了後、本当の厳しさが訪れる。
- 生活困窮者自立相談支援機関の役割がより重要となる。
- 現金給付が限定されれば、既存の社会資源活用、社会福祉法人等の地域連携が求められる。
⇒「地域づくり」の支援が重要。
⇒地域づくりは、既存のネットワークとつながることがポイント（自立の機関が一から作るのではない）

3 孤立に取り組む「包括的支援体制」と多様化・複雑化する課題

(1) 孤立に取り組む「包括的支援体制」

誰もが孤立することのない地域づくりを考えるには、まず自分たちの地域にどんな資源があって、どんな強みがあって、それをどう生かしていけるのかということ、すなわち地域アセスメントを行うことがまず出発点だと思います。それは、公益的な取組を進めていくにあたっても同様です。

とかく私たちは課題をアセスメントして、足りないところや問題点を見がちですけれども、重要なことは、今自分たちの地域にある資源は何か、どんなすばらしい人がいて、どういう人たちがつながれば新しい活動が生まれるんだということです。そういう新しい資源開発の視点と、一方では、既にある資源を再資源化するということが重要です。

ある施設がデイサービスの車を使って高齢者の買物支援を始めました。こういう法人も増えています。

今までは、高齢者個人、障害者個人を見ていました。でも、これからは世帯丸ごと見る時代です。そこがなかなか弱かった中で、今、行政が包括的支援体制を進めようとしています、なかなか大変で、相談員は誰がやるのか、社会福祉法人や社協に人を派遣し、一緒にやってくれないか等、悩んでいるところも多いのではないかと思います。

誰も孤立することのない地域づくりのために

- 誰も孤立することのない地域づくりの視点として、自分の地域の社会資源（良い点、強み）を見つめ直すことが重要（地域アセスメント）。
- 地域づくりのための社会資源開発は、新しい資源の開発と既存資源の再資源化の2つの方法がある。特に、既にある資源を再活用して有効な資源としていくことは、大変重要である。
- 地域生活課題は、世帯や家族、社会的孤立の視点など制度の枠組みを超えた複合的課題への「世帯全体・丸ごと」の対応が不可欠である。
- 自分たちが関心を持っている、得意な分野から地域の孤立問題に取り組む。そして、「地域には問題を解決する力があること」を理解し、住民との協働と課題の複合化・見える化への対応が重要な視点である。

(2) コロナ禍で外出や人との接触をさける高齢者の課題

特にコロナ禍で高齢者の皆さんにとっては、フレイル予防の必要性が高まりました。

認知症にはなっていないんだけど、久しぶりに銀行に行ったら暗証番号を忘れてしまったとか、外出をしないことによる高齢者の認知レベルの低下があり、それにより今、認知症の講座が、いわゆるフレイル予防として非常に人気になってきています。例えば、高齢者施設の皆さんがこうした認知症講座の講師になって出かけていかれるということもあっていいのではと思います。

また、高齢者施設では、今、命を守ることが最優先の課題だと思います。今まで施設にボランティアさんが入ってきたり、地域とつながりを持っていたのだけでもできない。じゃあ、ボランティアさんから入所者に手紙を書いてもらってはどうか。手紙をもらうと入所者は、喜んで返事を書く。それが生活リハビリになる。

コロナ禍で外出や人との接触を避ける高齢者

- フレイル予防の必要性⇒外出しない⇒高齢者が認知レベルの低下を懸念
⇒認知症の不安、ADL・IADLの低下(銀行口座の暗証番号を忘れた等)
- 施設で活動していたボランティアが、施設に入居している高齢者へ宛てお手紙を書くボランティア活動
⇒高齢者は、喜んで返事を書こうとする(生活リハビリになる)
- ボランティアがひとり暮らしの高齢者に向けてお弁当を届ける活動を開始
⇒孤立している高齢者と社会のつながりが生まれる
- 衣類や物資の配布(衣類バンク、炊き出し、缶詰や食料の配布)
⇒外国人、フリーランスのため失業している人、飲食店等生活に困難を抱えている人への支援、低年金高齢者も。
- ICTを活用した見守り活動、施設でのタブレットでの面会、高齢者とボランティアのスマートフォン学習会の開催

4 社会福祉法人の現状と国民からの評価

改めて社会福祉法人とは何なのかということですが、まさに社会福祉事業を担ってきたということがあると思います。

71年以上歴史がある法人もいる中で、介護保険、いわゆる措置から契約へとということになってから社会福祉法人をつくられた、つまり措置時代を経験していない社会福祉法人もだんだん増えてきています。今まで社会福祉法人は道なき道を切り開いてきた、そういう自負があるわけですが、そうではない新しい仕組みになってから入ってきた方々もいる中で、一緒に考えていかなきゃいけない時代でもあると思います。

一方で、国民が社会福祉法人のことをどれくらい知っているのか、これは全国経営協が行った意識調査ですが、それでも、「知っている」は22%、「言葉だけ知っている」が64%、「知らない」が14%ということで、社会福祉法人の名前は知っているけど何やっているか分からないというのが8割ということになります。

また、社会福祉法人について、「信頼できる」より「問題が多い」が19.8%と高くなっていますし、「透明性が高い」より「閉鎖的だ」というほうが高く18.5%、「経営が安定」より「経営が不安定」のほうが高く16.6%、「明るい」「暗い」でも「暗い」が10.1%という形になっているということで、なぜか

全国生活者1万人意識調査 「生活者が社会福祉法人に対して抱くイメージ」

信頼できる	9.4%	<	問題が多い	19.8%
透明性が高い	2.5%	<	閉鎖的	18.5%
経営が安定	4.4%	<	経営が不安定	16.6%
明るい	4.6%	<	暗い	10.1%

出所：全国経営協「社会福祉法人に関する全国生活者1万人意識調査」

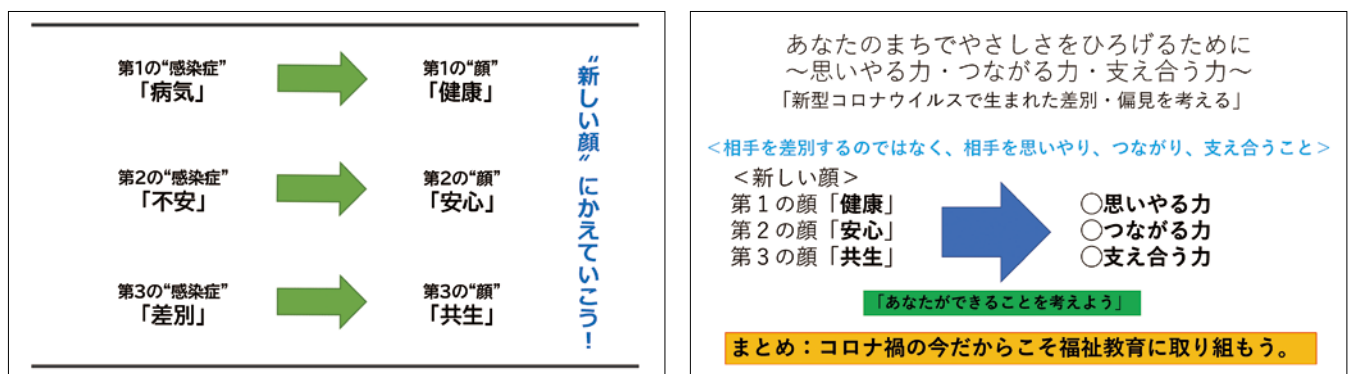


暗いイメージなんですね。

つまり、データを見て分かるように、社会福祉法人というのは国民の皆さんからすると何をやっているかよく分からない。何だかよく分かんないけど、暗いイメージだと。私たちがやっていることがなかなか多くの生活者の人たちに見えていない、見えにくい状況にあるんだということですよね。

5 コロナ禍だからこそ福祉教育実践に取り組む

今こういうコロナ禍だからこそ、全社協の福祉教育推進委員会では、いかにコロナウイルスをちゃんと理解できるようにしようかということで、日本赤十字社の「病氣」「不安」「差別」という形でつくられたガイドを活用して、それを「健康」「安心」「共生」に変えた形にして、しっかり伝えることで、コロナ禍だからこそ、思いやる力、つながる力、支え合う力を育む福祉教育をやるんだと、全国の社協を中心に広がってきています。



ぜひ、地域公益協でも、コロナ禍だからこそ子供たちの学びを施設で支えるんだということを、進めたいと思います。

子供たちの福祉の学びの入り口は施設だと私はいつも思っています。体験学習の場は今まで多くが施設だったわけですね。そこを一緒にもう一度考えていけたらいいかなと思っています。

ある施設では、大学生から「施設に見学に行きたいんです、勉強したいんですけど、受け入れていただけないでしょうか」と電話がかかってきて、その電話で、「改めて自分たちはもっと地域とつながらないといけないんだ。この大学生の意欲や思いをもっと何か形にできないだろうか」と思われ、福祉教育実践を再開されたという話を聞きました。

そういった地域との接点、または、福祉の学びの入り口に施設があるということが非常に大事なかなと私は思っています。

一見難しそうに見えるかもしれませんが、例えば夏体験ボランティアで高校生とか大学生が特別養護老人ホームにやってきて施設の掃除をお手伝いするとか、夏祭りで車椅子を押すとか、こういうことは普通に今までもやっていたわけですね。ですから、そういった延長で考えることもできると思います。

先ほど言いましたように、残念ですけど、自ら命を断つ、あるいは、希死念慮を抱えるような方々が残念



ながら増加に転じてしまいました。今自治体では自殺防止の対策計画をつくっていますけれども、こういったことも一つの重要な居場所を提供するという意味で考えてもいい地域公益的な活動かなとも思います。

6 市区町村における包括的支援体制と重層的支援体制整備事業の動向

(1) 包括的支援体制の実際

現在、全ての自治体で、社会福祉法106条の3で包括的な支援体制が努力義務になりました。総合相談が絵に描いた餅ではないという時代になりましたが、そういう計画に社会福祉法人がどう関わっていくのかということだと思います。

やはり、大事なのは、窓口で今まで受け止め切れなかったような課題をどうやって受け止めていくのかということ。その典型的な例で、引きこもりの対象は、15歳から34歳ですが、それ以外の人は相談対象にならないのか。相談窓口をやっている、いつの間にか断っていて、「私たちは対象じゃない」「そこに相談に行っても相手にしてもらえないんじゃないか」という思いを抱かせるようなことをしてしまっていた。それをどうにかできないだろうかということで、この包括的な支援体制の議論をしていると思います。その一つが今東京都で実施している「福祉なんでも相談」で、福祉施設にどうぞ来てください、一緒にやりましょうという取組です。

ある施設で地域包括支援センターを持ってはいないんですが、包括支援担当という職員が地域に入って、サロンをやったり住民の方と話をしたりされています。他の職員からは、「この忙しいのに地域に入っていつて何をやってんだ」と、ずっと言われていたんですが、施設長がその活動報告会を施設で開いたんです。そうすると活動の中で、非常に良好な関係が住民の方とできていることが分かって、「自分たちの活動のPRを住民の人たちにも分かるようにやってるんだ」と、施設で働いている職員が応援するようになってきたということです。

地域とつながるということを大事にする取組が様々な支援につながっていくということです。

よく日本の相談は、申請主義だとか揶揄されますけども、SOSを出してもらって、それに私たちが気づかないとサービスにつながらないんですよね。最初から利用者とかクライアントじゃないんですよね。課題を抱えて地域に埋もれた人なんですよ。それを僕らはやっぱり重たく受け止めないといけない。

だからこそ、国は「断らない支援」なんて言葉を使ったんだと思うんです。こんなに頑張ってきたのに断らない支援って何だよというふうに思うかもしれませんが、いつの間にか断るということになってしまっていたということだろうと思います。そういう中で、アウトリーチの支援なども始まっているんだろうと思うんですね。

(2) 重層的支援体制整備事業の動向

今、重層的支援体制整備事業が始まってきています。ただ、この事業は、御承知のように既にやっている事業の再構築というようなことが中心です。

生活支援体制整備事業とか、あるいは生活困窮とか、子どもの利用者支援事業とか、障害者の総合相談とかそういうものをどう機能させるかということから、狭間で漏れていたケースをいかに包み込むようにキャッ



ちし、対応できるのかということの一つの目的とした事業だと思います。

だから、今、市町村行政がやろうとしていることにどうやって福祉施設や社協の専門職、専門集団が応えていけるか、本人のニーズをどうやってキャッチするのか、それが重要かと思っています。

今日の実践事例でも、皆さんニーズキャッチをととても大事にされていて、それに基づいてどんな事業を展開しようかというふうに考えておられました。こういった本人のニーズを起点とした支援と、そして自分の意向をしっかりと表明できるような意思決定支援と、やっぱり安心できる居場所というものがこれからは本当に大切かと思っています。

このような取組は「社協という協議会」として、まさに腕の見せどころです。社協は、複数法人のネットワークの事務局を作っていく重要な役割を果たしていると思います。

また、社協は、事務局としてこういう課題があるよということを投げかけているということが大事だと思います。

社会福祉法人(施設)と社会福祉協議会が連携する意味

- 複数の社会福祉法人がネットワークを組んで取り組む際の事務局機能を社協が担う
⇒複数法人に呼びかけ、地域にある社会福祉問題を見える化する役割
- 「地域福祉のイノベーション」として、社会福祉法人が地域課題に取り組むことは、地域福祉に取り組む主体が多様化すること、問題解決力が高まることを意味する。
- 社会福祉法人と社協が福祉教育に取り組むことによって、福祉でまちづくり、福祉の人材育成、地域における福祉課題の共有化が進展する。
- 社会福祉法人と社協との連携が進むことにより、市町村行政、都道府県行政の支援を得ることにもつながる。

7 社会福祉法人が地域における公益的な取組を行う意義

社会福祉法人は、柔軟にいろんなことができる。子ども食堂だとか、いろんな問題にも即応しており、コロナ禍でも、新しい方法でいろいろ工夫しながら地域の課題に対して取り組んでいます。

社会福祉法人がまとまることによって、新たな可能性が出てきます。そしてそれがいわゆる公共性、非営利性、公益性として、色々なメッセージを出せるんだと思っています。

社会福祉法人が社会貢献(地域公益的取組)を行う意味

- ①社会福祉法人は、地域共生社会を目指すにあたって、常に地域におけるさまざまなニーズを発見し、新たな地域生活課題に対応することができることを多くの人々に伝えるメッセージとなる。
＜柔軟性・即応性＞
- ②社会福祉法人は、2万を超える法人がネットワークを組むことによって、大きな力を発揮することができることを発信する。
＜協働性・連帯性＞
- ③社会福祉法人が有する公共性・非営利性・公益性を地域公益活動を通して、多くの人々に周知することができる。
＜公共性・非営利性・公益性＞

7 誰も孤立することがない地域づくりのために

今、孤独・孤立対策のプラットフォームづくりが始まりました。こういった中に、私は社会福祉法人の存在が薄い、そんなふうに見えています。今NPOについて、国も非常に注目をしています。そういう中で、孤独・孤立対策の重要な担い手に社会福祉法人が位置づけられないということになると、私は非常に危機意識を持っています。



何か体制をつくったら終わりではなくて、新しい動きにしっかりと対応していく。孤独・孤立対策、こういったプラットフォームにおいて、社会福祉法人もしっかり役割を果たすんだと、こうした新しい動きにしっかりと敏感になって、社会福祉法人としてコミットしていただきたい。

社会福祉法人も重要な担い手として、やれるぞというところをしっかりと発信してもらいたいと思います。それが最初に言いました、誰も孤立することのない地域づくりを社会福祉法人として進めているんだというメッセージになると思っています。

今、地域共生社会は制度に本人を当てはめるのではなくて、本人のニーズに基づいて支援をする形に制度を変えようとしています。

一方で、コロナ禍で閉じこもったり、社会とつながりが薄れたり、孤立している人が本当に増えてきています。ですから、もう一度社会福祉法人として何ができるんだろうか、うちの課題は何だろうか、そういうところを見ていただく。認知症への不安とか、フレイル予防とか、離職とか、孤独とか、多分そういうテーマであれば、社会福祉法人の強みを生かして、幾らでも講師になったり、学びの場を提供できると私は思っています。そういうものを今市町村が体制としてつくろうとしています。

特に、社会参加の機会をどういう形でつくろうという「参加支援」を今、国は重視していますが、これも、もう社会福祉法人がずっとやってきたことじゃないか。それを生かせれば、いろんな社会参加の機会をつくれると思っています。

社会福祉法人は本人が自ら望む社会とつながる機会の創出、そういう当事者主体の形をつくろう。そういう視点で関われるのはやはり社会福祉法人の専門職なんじゃないか。そういう自立への思いや意欲を共感と一緒に歩いていく。その寄り添うという支援や、サポートは社会福祉法人だからこそできるんじゃないかなと私は期待しているところです。ぜひ、地域のすばらしいところや、持っている資源を改めてアセスメントしていただいて、その魅力を結びつける。そういう地域公益協であってほしいと思っています。

そうすることによって、地域公益協のスケールメリットを生かし、そして地域で暮らす生活者として、地域生活課題に対応していけるんじゃないかなというふうに期待しているところです。

誰も孤立することのない地域づくりのために(再掲)

- 誰も孤立することのない地域づくりの視点として、自分の地域の社会資源(良い点、強み)を見つめ直すことが重要(地域アセスメント)。
- 地域づくりのための社会資源開発は、新しい資源の開発と既存資源の再資源化の2つの方法がある。特に、既にある資源を再活用して有効な資源としていくことは、大変重要である。
- 地域生活課題は、世帯や家族、社会的孤立の視点など制度の枠組みを超えた複合的課題への「世帯全体・丸ごと」の対応が不可欠である。
- 自分たちが関心を持っている、得意な分野から地域の孤立問題に取り組む。そして、「地域には問題を解決する力があること」を理解し、住民との協働と課題の複合化・見える化への対応が重要な視点である。



社会福祉法人 山口県社会福祉協議会



山口県社会福祉法人経営者協議会

社会福祉法人

〒753-0072

山口県山口市大手町9-6

TEL : 083-924-2799

FAX : 083-924-2792